

# 令和7年度諫早市農業委員会 第5回総会議事録

1 開催日時 令和7年8月28日（木）開会 午後2時00分～閉会 午後3時00分

2 開催場所 諫早市役所 本館5階 大会議室

3 出席委員 (17人)

会長	20番 久本純造		
会長職務代理者	19番 前田貞松		
農業委員	3番 西口雪夫	4番 立森和富	5番 林田芳信
	6番 平野和敏	7番 増田真美子	8番 補伽文夫
	9番 森田正男	10番 中島康範	11番 松本秀徳
	12番 江崎義明	13番 野田浩	14番 泉野政則
	15番 田渕勇二	17番 池田武弘	18番 増山時子

4 欠席委員(3人) 1番 久保繁 2番 牟田直志 16番 山開博俊

5 議案

第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件  
第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件  
第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件  
第4号 農地中間管理事業に係る「農用地利用集積等促進計画」に対する意見聴取の件  
第5号 地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件

6 報告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件  
第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件  
第3号 農業用施設届出書受理の件  
第4号 農地改良等届出書受理の件

7 その他

8 事務局

局長 諸岡昌史 次長 嶋田弘樹 主任 岩本久志  
事務職員 久間利彦 事務職員 俣野海喜

## 9 議 事

(開会)

議 長 ただいまより、「令和7年度諫早市農業委員会第5回総会」を開会いたします。  
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員20名中、17名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、1番・久保繁委員、2番・牟田直志委員、16番・山開博俊委員から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。  
私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということでありますので、議事録署名人に17番・池田武弘委員、9番・森田正男委員のご両人にお願いいたします。  
それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番、中央地区、仲沖町の農地1筆、596m<sup>2</sup>について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は、5,860m<sup>2</sup>です。トラクターや田植機等の機械は、近隣の農家から貸借されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約45年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

2番、中央地区、本明町の農地1筆、437m<sup>2</sup>について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は、2,153m<sup>2</sup>です。

耕運機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約50年間従事されており、譲受人宅から申請地までは徒歩で約5分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

3番、本野地区、湯野尾町の農地1筆、931m<sup>2</sup>について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は、5,083.28m<sup>2</sup>です。トラクターや田植え機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約50年間従事されており、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

4番、本野地区、湯野尾町の農地1筆、1,348m<sup>2</sup>について、農業経営規模拡

大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は、24, 665m<sup>2</sup>です。トラクターや耕うん機等の機械は所有されております。また、農業に約15年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

5番、本野地区、湯野尾町の農地1筆、2, 422m<sup>2</sup>について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は、25, 005m<sup>2</sup>です。トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

6番、本野地区、湯野尾町の農地1筆、1, 372m<sup>2</sup>について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は、10, 040m<sup>2</sup>です。トラクターや田植機等の機械は所有されております。また、農業に約45年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約2分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

7番、森山地区、森山町本村の農地1筆、855m<sup>2</sup>について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は、6, 662. 94m<sup>2</sup>です。田植機やコンバイン等の機械は親族から貸借されます。また、農業に約10年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約20分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

8番、高来地区、高来町坂元の農地5筆、3, 156m<sup>2</sup>について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は、32, 098m<sup>2</sup>です。トラクターや田植機等の機械は所有されております。また、農業に約13年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

9番、小長井地区、小長井町井崎の農地1筆、1, 714m<sup>2</sup>について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は、12, 953m<sup>2</sup>です。トラクターや田植機等の機械は所有されております。また、農業に約50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

10番、小長井地区、小長井町大峰の農地1筆、240m<sup>2</sup>について、耕作を開始するため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は、240m<sup>2</sup>です。軽トラックや草刈り機等の機械は所有されております。また、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働力、通作距離に問題は無いと思われます。

11番、小長井地区、小長井町打越の農地1筆、1, 277m<sup>2</sup>について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は、4, 905m<sup>2</sup>です。トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約10年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無

- いと思われます。以上で、議案第1号の説明を終わります。
- 議長 議案第1号の説明がありましたので、1番と2番について中央地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。
- 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、馬鈴薯、大根、玉ねぎ等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。
- 議長 1番と2番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議委員 次に3番から6番について、本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、カボチャ、玉ねぎ、馬鈴薯等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。
- 4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、キャベツ、大根、サツマイモ等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。
- 5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において、年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いしま

す。

6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において、年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

- 議長 3番から6番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、3番から6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、3番から6番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議員 次に7番について、森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 議員 7番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において、年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。
- 議長 7番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、7番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議員 次に8番について、高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 議員 8番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において、年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。
- 議長 8番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、8番は、申請どおり許可することに決定いたします。

- 議長 次に9番から11番について、小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 9番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において、年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。
- 委員 10番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において、年間を通し、白菜、馬鈴薯等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。
- 11番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において、年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。
- 議長 9番から11番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、9番から11番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、9番から11番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- (議案第2号)
- 議長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題いたします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。
- 1番、松里町の畠1筆237m<sup>2</sup>の農地を住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成については、盛土を最高1.31m、切土を最高1.14m施し、擁壁と法面保護により土砂等の流出を防ぎます。雨水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝に放流します。隣接する農地は自己所有であり問題なく、資金については残高証明書で確認しています。議案第2号につきましては、

- 以上となります。
- 議長 議案第2号の説明がありましたので、1番について有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地（一般住宅）に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議長 1番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長(議案第3号) ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題いたします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。
- 1番、日の出町の畠1筆396m<sup>2</sup>の農地と併用地を合わせた合計477m<sup>2</sup>について建売住宅用地（2区画）とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は2区画の宅地を造成し、木造2階建ての建売住宅を建築するものです。雨水は道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水も合併浄化槽から道路側溝に放流します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については残高証明書で確認しています。都市計画法第43条建築許可申請中です。
- 2番、平山町の畠1筆45m<sup>2</sup>の農地と併用地を合わせた合計476m<sup>2</sup>について道路用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は神社への参道を拡幅するものです。土地の造成については、切土を最高0.5m施し、土留め工事を行い土砂等の流出を防ぎます。雨水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地は譲渡人の自己所有であり問題なく、資金については通帳で確認しています。
- 3番、平山町の田1筆2,263m<sup>2</sup>の農地と併用地を合わせた合計6,453m<sup>2</sup>について調整池とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、(仮称)諫早平山産業団地の造成に伴い、洪水流出量の増加に対処する流出抑制装置が必要となるため調整池を整備するものです。土地の造成については、切土を最高3.1m施し、擁壁を設けます。雨水は河川に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地はなく、資金については予算書で確認しています。都市計画法第34条の2開発行為協議申出済みです。

4番、赤崎町の田1筆1,013m<sup>2</sup>の農地を農業用施設用地（育苗施設）とする転用申請です。追認の申請となります。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分はその他の区域、農用地区域（農業用施設用地）です。本件は、平成29年頃から農業用施設用地（育苗施設）として利用しているものです。今回、土地の売買をしようとしたところ転用申請を行っていないことが判明したので、今後も譲受人において利用する意向であるため申請するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については通帳で確認しています。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出があっております。

5番、森山町田尻の田1筆155m<sup>2</sup>の農地について住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、釜ノ鼻駅からおおむね500m以内にある農地ですので第2種農地に該当します。本件は木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成はありませんが、土留め工事を行うため被害の恐れはありません。雨水は道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地は譲渡人の自己所有であり問題なく、資金については残高証明書で確認しています。

6番、小長井町小川原浦の畠2筆合計499m<sup>2</sup>の農地について住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転（贈与）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、小長井支所からおおむね300m以内にある農地ですので第3種農地に該当します。本件は、木造2階建ての住宅を建築するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地はなく、資金については融資証明書で確認しています。議案第3号につきましては、以上となります。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番について中央地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、建売住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですけれど、この1番の案件につきましては許可するということで進めてまいりました。しかし、実際、造成をされて水道のようなものが引かれているような形跡が見受けられるということになりました。しかし、擁壁などの整備については畠で耕作をするという前提がある以上、農業委員会としては総体的に見れば否定するものではないということになる。しかし、場所が場所で住宅化がどんどん進んでいるところで、どうかという意見もありました。こうすることについては、農業委員会にできる範囲が決まっていますが、ただ農業委員さんや推進委員

さんが現地確認に行かれた折に、これはというものがありましたら、農業委員会事務局や関係部署あたりに確認して、検討させていただければと思っております。今回の案件については、A地区でも仕方ないということとなりました。ご質問がないということであれば、申請どおり許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。  
議長 次に、2番と3番について小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
委員 2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土

地利用計画図等から判断して、道路用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、調整池に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 2番と3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

次に4番については、11番の委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、11番の委員の退席を求めます。

(11番委員退席)

議長 それでは、4番について小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、農業用施設用地（育苗施設）に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。  
議長 11番委員の入場を求めます。

(11番委員・入場→着席)

議長 次に、5番について森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地（一般住宅）に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

- 議長 5番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、5番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議長 次に、6番について小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地（一般住宅）に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議長 6番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、6番は、申請どおり許可することに決定いたします。  
(議案第4号)
- 議長 次に、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」について、ご説明いたします。
- 1番、中央地区目代町の農地3筆3, 365m<sup>2</sup>、使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、みかんの生産を主体に経営されております。
- 2番と3番は借受人が同一の案件となります。2番、森山地区森山町本村及び田尻の農地6筆12, 490. 58m<sup>2</sup>、3番、森山町本村の農地2筆6, 122m<sup>2</sup>、計18, 612. 58m<sup>2</sup>を使用貸借10年で新規及び再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されております。
- 4番、森山地区森山町本村の農地2筆5, 746m<sup>2</sup>、使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、ミニトマトの生産を主体に経営されております。
- 5番、森山地区森山町本村の農地1筆5, 906m<sup>2</sup>、使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ミニトマトの生産を主体に経営されております。
- 6番と7番は借受人が同一の案件となります。6番、森山地区森山町本村の農地2筆5, 834m<sup>2</sup>、7番、森山町本村及び田尻の農地4筆、10, 827m<sup>2</sup>、計16, 661m<sup>2</sup>を使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されております。
- 8番、森山地区森山町本村の農地2筆5, 918m<sup>2</sup>、使用貸借10年で再設定す

る計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されております。

9番と10番は借受人が同一の案件となります。9番、森山地区森山町本村の農地2筆5, 902m<sup>2</sup>、10番、森山町本村の農地1筆7, 142m<sup>2</sup>、計13, 044m<sup>2</sup>を使用貸借10年で新規及び再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されております。

11番、森山地区森山町本村の農地5筆6, 178m<sup>2</sup>、使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されております

12番、森山地区森山町本村の農地4筆7, 520m<sup>2</sup>、使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されております。

13番、森山地区森山町本村の農地3筆3, 530m<sup>2</sup>、使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されております。

14番、森山地区森山町本村の農地3筆7, 808m<sup>2</sup>、使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されております。

15番、森山地区森山町本村の農地4筆8, 493m<sup>2</sup>、使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されております。

16番と17番は借受人が同一の案件となります。16番、森山地区森山町本村の農地2筆3, 424m<sup>2</sup>、17番、森山町本村の農地2筆3, 021m<sup>2</sup>、計6, 445m<sup>2</sup>について、使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されております。

18番、森山地区森山町本村の農地3筆、5, 915m<sup>2</sup>を使用貸借10年で、新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されております。

19番、森山地区森山町本村の農地3筆6, 519m<sup>2</sup>、使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ブロッコリーの生産を主体に経営されております。

20番、森山地区森山町本村の農地3筆5, 928m<sup>2</sup>、使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されております。

21番、森山地区森山町本村の農地2筆5, 880m<sup>2</sup>、使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されております。

22番、森山地区森山町本村及び田尻の農地3筆10, 998m<sup>2</sup>、使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されております。

23番から25番は借受人が同一の案件となります。23番、森山地区森山町本村の農地2筆6, 005m<sup>2</sup>、24番、森山町本村の農地2筆6, 056m<sup>2</sup>、25番、森山町田尻の農地5筆30, 415m<sup>2</sup>、計42, 476m<sup>2</sup>を使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されております。

26番、森山地区森山町本村及び田尻の農地5筆22, 868m<sup>2</sup>、使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されております。

27番から29番は借受人が同一の案件となります。27番、森山地区森山町本村及び田尻の農地11筆44, 490m<sup>2</sup>、28番、森山町本村の農地2筆3, 931m<sup>2</sup>、29番、森山町田尻の農地3筆8, 121m<sup>2</sup>、計56, 542m<sup>2</sup>を使用貸借及び賃貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されております。

30番から33番は借受人が同一の案件となります。30番、森山地区森山町本村の農地1筆7, 229m<sup>2</sup>、31番、森山町田尻の農地2筆14, 591m<sup>2</sup>、32番、森山町田尻の農地1筆7, 395m<sup>2</sup>、33番、森山町田尻の農地1筆7, 346m<sup>2</sup>、計36, 561m<sup>2</sup>を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されております。

34番、森山地区森山町田尻の農地5筆17, 881. 98m<sup>2</sup>、使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されております。

35番、森山地区森山町田尻の農地7筆32, 933m<sup>2</sup>、使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されております。

36番、森山地区森山町田尻の農地2筆7, 458m<sup>2</sup>、使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ブロッコリー、馬鈴薯の生産を主体に経営されております。

37番、森山地区森山町田尻の農地4筆14, 409m<sup>2</sup>、使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ブロッコリー、馬鈴薯の生産を主体に経営されております。

38番、森山地区森山町田尻の農地1筆2, 961m<sup>2</sup>、使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、馬鈴薯、玉ねぎの生産を主体に経営されております。

39番と40番は借受人が同一の案件となります。39番、森山地区森山町田尻の農地5筆7, 251m<sup>2</sup>、40番、森山町田尻の農地1筆、3, 739m<sup>2</sup>、計10, 990m<sup>2</sup>を使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、馬鈴薯の生産を主体に経営されております。

41番と42番は借受人が同一の案件となります。41番、森山地区森山町田尻の農地3筆8, 896m<sup>2</sup>、42番、森山町田尻の農地1筆6, 018m<sup>2</sup>、計14, 914m<sup>2</sup>を使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ブロッコリーの生産を主体に経営されております。

43番と44番は借受人が同一の案件となります。43番、森山地区森山町田尻の農地1筆2, 981m<sup>2</sup>、44番、森山町田尻の農地2筆2, 273m<sup>2</sup>、計5, 254m<sup>2</sup>を使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、

水稻、馬鈴薯の生産を主体に経営されております。

45番、森山地区森山町田尻の農地2筆4, 957m<sup>2</sup>、使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ブロックリーの生産を主体に経営されております。

46番、森山地区森山町田尻の農地1筆1, 927m<sup>2</sup>、使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、玉ねぎの生産を主体に経営されております。

47番、森山地区森山町田尻の農地1筆1, 931m<sup>2</sup>、使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されております。

48番、森山地区森山町田尻の農地2筆2, 278m<sup>2</sup>、使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、きゅうり、ナスの生産を主体に経営されております。

49番から51番は借受人が同一の案件となります。49番、森山地区森山町田尻の農地4筆4, 504m<sup>2</sup>、50番、森山町田尻の農地2筆1, 929m<sup>2</sup>、51番、森山町田尻の農地1筆、1, 371m<sup>2</sup>、計7, 804m<sup>2</sup>を使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、飼料用作物の生産を主体に経営されております。

52番から55番は借受人が同一の案件となります。52番、森山地区森山町田尻の農地1筆921m<sup>2</sup>、53番、森山町田尻の農地2筆1, 914m<sup>2</sup>、54番、森山町田尻の農地2筆1, 925m<sup>2</sup>、55番、森山町田尻の農地2筆2, 470m<sup>2</sup>、計7, 230m<sup>2</sup>を使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されております。

56番、森山地区森山町田尻の農地2筆4, 260m<sup>2</sup>、使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されております。

57番、森山地区森山町田尻の農地3筆6, 948m<sup>2</sup>、使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されております。

58番、森山地区森山町田尻の農地5筆9, 421m<sup>2</sup>、使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、玉ねぎの生産を主体に経営されております。

59番と60番は借受人が同一の案件となります。59番、森山地区森山町田尻の農地2筆6, 573m<sup>2</sup>、60番、森山町田尻の農地2筆5, 953m<sup>2</sup>、計12, 526m<sup>2</sup>を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されております。

61番、森山地区森山町田尻の農地2筆8, 605m<sup>2</sup>、使用貸借10年で再設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、いちごの生産を主体に経営されております。

続きまして、議案第4号の農用地利用集積等促進計画の変更について、説明します。既に農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構が利用権の設定を受け

ている森山地区森山町本村の農地1筆6, 847m<sup>2</sup>について、62番のとおり、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営しております。

森山地区森山町田尻の農地1筆1, 622. 54m<sup>2</sup>について、63番のとおり、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、小麦の生産を主体に経営しております。

小長井地区小長井町小川原浦の農地6筆5, 791m<sup>2</sup>について、64番のとおり、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。権利の設定を受ける者は、玉ねぎ、ナス等の生産を主体に経営しております。

以上、第4号議案の1番から64番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号の要件を満たしています。また、1番から64番までの農用地利用集積等促進計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で、議案第4号の説明を終わります。

議長 議案第4号の1番から64番の説明がありましたので、1番から64番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から64番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から64番は、「意見なし」とすることに決定いたします。

#### (議案第5号)

議長 次に、議案第5号「地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号「地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」についてご説明します。

本案は、地籍調査課が地籍調査を実施した結果、農地等に係る登記地目の変更を予定している土地について、農業委員会の意見を求められているものです。

内容につきましては、久山第4の1地区で、市街化区域内の農地が3筆、市街化調整区域内農地等が10筆、合計13筆の内、農地から農地以外への変更が6筆、農地以外から農地への変更が7筆予定されています。農地以外への地目変更が予定されているもので、許可不要案件を除く、転用履歴等が確認できなかったものは、農地法の許可及び届出の確認が取れていないため、一部の案件について農地法の手続きを要とする旨回答したいと思います。以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、第5号議案については、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

- 議長 ご異議がないようですので、事務局が作成した議案のとおり回答することに決定いたします。
- (報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。
- 事務局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。  
小野地区から1件、真津山地区から1件、本野地区から1件、長田地区から3件、多良見地区から1件、小長井地区から1件、合計8件出ています。届出理由は、すべて相続により農地の所有権を取得したためとなっております。
- 報告第2号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。
- 1番、貝津町の畠1筆499m<sup>2</sup>を住宅用地（一般住宅）とする使用貸借の届出です。
- 報告第3号「農業用施設届出書受理の件」につきましてご報告いたします。
- 1番、小ヶ倉町の畠1筆658m<sup>2</sup>のうち34.88m<sup>2</sup>を農業用通路とする届出です。
- 報告第4号「農地改良等届書受理の件」についてご報告いたします。
- 1番、多良見町中里の田2筆合計1,749m<sup>2</sup>について、3段の田を1段にして作業効率を上げるため農地改良を行うものとなっております。報告について、以上となります。
- 議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)
- 議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。
- 議長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。  
お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。
- 議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。
- |   |     |
|---|-----|
| 議案第1号 農地法第3条許可                            | 11件 |
| 議案第2号 農地法第4条許可                            | 1件  |
| 議案第3号 農地法第5条許可                            | 6件  |
| 議案第4号 農地中間管理事業に係る「農用地利用集積等促進計画」に対する意見聴取の件 | 64件 |
| 議案第5号 地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件             | 1件  |
- 以上、審議件数は、全部で83件でございました。
- 以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。
- これをもちまして、令和7年度諫早市農業委員会第5回総会を閉会いたします。

議長

議事錄署名人

議事錄署名人